

安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 9 月 29 日

提出者 安芸高田市議会議会改革特別委員会
委員長 秋田 雅朝

安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

安芸高田市議会議員定数条例(平成 16 年条例第 233 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、安芸高田市議会議員の定数は <u>14 人</u> とする。	地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 91 条第 1 項の規定により、安芸高田市議会議員の定数は <u>16 人</u> とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、同日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。